

スポーツと放送事業の在り方ーユニバーサル・アクセス権をめぐるー

The relation between sport and broadcasting and what it should be: The right to universal access

1K05B086

小池 絵里花

指導教員

主査 志々田文明先生

副査 武藤泰明先生

【問題の所在】

1997 年、欧州連合 (EU) は、「国境のないテレビ放送に関する指令」を改正した。

これにより加盟国は、各国国民にとって重要なイベントが、有料放送事業者によって独占されることのないよう規制することを義務付けられた。この法令により、一般市民が重要なイベントを無料で視聴できる権利が守られた一方で、有料放送事業者は人気のあるイベントの独占放送権を獲得することが出来なくなり、経済活動が抑制される結果となった。筆者はこの法に、経済的利益の追求に対峙するヨーロッパのスポーツ文化観が溶け込んでいるように感じ、その権利概念が成立した背景と、それを成立せしめる文化的・思想的背景を考察してみたいと考えた。本論の目的は、そうした考察を行った上で、今後のスポーツと放送事業のより適切なあり方を探ることである。そのために以下の3点を課題として設定し、基本構成とした。①特定のスポーツ・イベントの放送を禁止するユニバーサル・アクセス権の権利概念の背景を明らかにするとともに、それを成立せしめる文化的・思想的背景を明らかにすること。(第一章)②今後の放送事業の展開を展望し、その社会的役割を明らかにすること。(第二章)③上記2点を基に、今後のスポーツとビジネスの適切な在り方を考察すること。(第三章)

【1. ユニバーサル・アクセス権とは何か】

第一章ではユニバーサル・アクセス権への理解を深めるため、まずその発生の背景を明らかにした。次に、ヨーロッパにおいてユニバーサル・ア

クセスへの意識を高める端緒となった出来事と、それとともに改正を繰り返してきた放送法の変遷を追った。さらにユニバーサル・アクセス権を成立せしめる文化的・思想的背景を明らかにするため、それらを巡るいくつかの議論を取り上げ考察した。

【2. 変革期にある放送業界】

本章では全世界的にアナログ放送からデジタル放送へ移行して進む、多メディア・多チャンネル化が、消費者の選択肢を増やし、価値観の多様化に貢献すること、さらに、競争原理が導入されることにより番組の質も上がることが期待され、放送業界の活性化にも繋がるものであると述べた。そして、今後一層、有料放送が一般に普及、定着していくことが予想される今、スポーツ放送も有料化して競技団体の財源の安定化を図るべきときがきているという議論が出てくるなど、変革を迫られていることを述べた。

【3. 放送事業の社会的役割】

第三章では、そもそも放送事業の社会的役割とは何かを示した。

また今後、有料放送が優勢になることが予想され、それでもなお無料放送が必要である根拠を述べた。無料放送の意義は、有料放送に手の届かない人々への安定的な情報の供給に見出すことができる。さらに、視聴者が見たいものを提供するというよりも、「メディアとして伝えるべきことを伝える」ことが、その役割として期待される。

【結論：スポーツと放送事業の適切な在り方につ

いて】

重要なことは、スポーツという文化商品の価値を経済的な文脈のみに乗せて考えるのではなく、「文化経済」の中で適切に評価していくことであろう。そのためには、放送事業者、スポーツ団体に加えて、視聴者が揃うことが不可欠である。なぜならここで、文化経済的文脈を持って判断できるのは、視聴者だけだからである。ユニバーサル・ア

クセス権は、視聴者のこの立場を保障するものでもある。視聴者が UA 権を主張するとき、競技団体、放送事業者がどのような対応をするかによって、それぞれがスポーツに対し、どのような見解をもっているのかが明白になる。ゆえに、UA 権を保障された視聴者がいて初めて、放送事業者とスポーツが適切に在るための条件が整うのである。